**宣　　　誓　　　書**

○浄化槽法　第36条第２号のイからヌ

|  |
| --- |
| 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第36条第２号に規定する欠格要件  イ　この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者  ロ　第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者  ハ　浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第２項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの  ニ　第41条第２項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者  ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者  ヘ　[廃棄物の処理及び清掃に関する法律](JavaScript:void%20fnHonLink(4886,'7910400004171001h.html','TOP'))第７条第１項若しくは第６項の規定、第７条の２第１項の規定若しくは同法第16条の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)又は同法第７条の３の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者  ト　[廃棄物の処理及び清掃に関する法律](JavaScript:void%20fnHonLink(4886,'7910400004171001h.html','TOP'))第７条の４の規定により許可を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者  チ　[廃棄物の処理及び清掃に関する法律](JavaScript:void%20fnHonLink(4886,'7910400004171001h.html','TOP'))第７条第１項又は第６項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第７条の４の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの  リ　浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの  ヌ　法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの |

当社（私）及び別記役員等は、上記イからヌのいずれにも該当しないことを宣誓します。なお、この

宣誓が事実と異なっていることが判明した場合には、許可を取り消されても異存ありません。

令和　　年　　月　　日

　　足寄町長　渡辺　俊一　様

住　所

氏　名